

自治体SDGsの推進に資する講演会等への講師派遣等支援について

内閣府では、地方創生に資する地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取組の普及・促進を図るため、地方公共団体が主催又は共催する講演会等のイベントに対し、講師派遣等の支援を行う予定としております。

自治体SDGs推進評価・調査検討会委員の皆様におかれましては、ご紹介及び御登壇等にあたりご相談させていただきたく存じます。

当制度につきましてご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1. 支援の内容

- (1) 内閣府職員の派遣
- (2) 外部有識者等の紹介
- (3) 外部有識者等の派遣

2. 対象事業

- (1) 地方公共団体が主催又は共催する事業
- (2) 地方創生に向けた地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取組の普及・展開に一定の効果があると認められる事業
- (3) 有識者等の派遣は、複数の地方公共団体職員の出席、一定数以上の出席者が見込まれる事業に限定

3. 実施時期

平成30年8月から平成31年3月まで

※制度の詳細及び事業開始時期等につきましては、改めて御連絡させていただきます。